

# 子どもの安全確認等訪問対応業務委託契約仕様書

## 1 事業目的

虐待が疑われる児童の通告や育児不安を背景にした保護者からの子どもの一時保護を求める相談などに対し、夜間(休日を含む)においても児童の安全確認や移送等に迅速に対応できるよう、民間活力を導入し、北九州市子ども総合センター(以下、「センター」という。)の機能強化を図る。

## 2 業務内容

(1)センターは、受託業者に次のア～ウに掲げる業務を委託する。

- ア 泣き声通告(家屋内部から児童の泣き声又は大人の怒鳴り声が聞こえる)や戸外閉め出し(児童が玄関外やベランダに出されて泣いている)等の通告に対し、センターが指定した住所の建物や居室等(以下、「建物・居室等」という。)を訪問し、児童の安全確認(目視)を行う。
- イ 夜間ネグレクト(夜間に児童だけを家に置いて保護者が外出している)及びその疑いの通告について、放置の実態の把握を目的に、建物・居室等を訪問して調査を行う。
- ウ センターが一時保護の必要性があると判断したケースについて、センターの指示に基づき、建物・居室等を訪問し、児童を一時保護施設又は乳児院等の一時保護委託先に移送する。

(2)受託業者は、訪問により保護者等との面談ができた場合は、可能な範囲で保護者等の養育状況を確認する。

(3)受託業者は、安全確認した児童に虐待が疑われる外傷を発見したり、乳幼児だけが家に置かれている状況を把握したり、その他緊急対応が必要と判断した場合は、訪問先からセンターの職員に連絡し、指示を仰ぐこと。

## 3 実施体制

- (1)受託業者は、現場を統括する者(以下、「統括」という。)を1名、統括に替わってセンターとの連絡調整や訪問員への指示、センターへの報告などができる者(以下、「副統括」という。)を1名以上配置し、統括又は副統括のいずれか1名が必ず対応できる体制を整えること。
- (2)受託業者は、センターからの連絡を受けて、必ず2名以上の訪問員が現場対応できる体制を整えること。内1名の訪問員は、児童福祉法第13条第3項のいずれかに該当する者又はこれらに準じる者であること。
- (3)受託業者は、訪問月の前月末までに、翌月分の統括、副統括の勤務予定表をセンターに提出すること。
- (4)センターは、上記ア～ウの通告や相談を受け付けたら、訪問月の勤務予定表に従い、統括又は副統括に連絡を入れる。センターからの連絡を受けた統括又は副統括は、直ちに訪問員2名に連絡・指示し、現場での対応にあたらせる。

#### 4 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 休日(土日・祝日、12/29～1/3)を含む

#### 5 受託業者の対応(待機)時間

(1)統括・副統括の対応(待機)時間は、16時から翌9時まで

(2)訪問員の対応(待機)時間は、17時15分から翌6時まで

#### 6 報告義務について

- (1)受託業者は、訪問の結果(対応状況)を、当日22時まで(22時までに報告できなかつた事案は、翌日(0時以降の場合は当日)の8時から8時30分まで)に、センターの担当者に電話で報告すること。
- (2)受託業者は、事案ごとに対応経過報告書(様式1)を作成し、訪問翌日(0時以降の場合は当日)の8時までに、電子メールでセンターに提出すること。
- (3)受託業者は、毎月7日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までに前月分の業務完了報告書(様式2)事業報告書(様式3)をセンターに提出すること。

#### 7 業務上の留意事項について

- (1)児童の安全確認及び夜間ネグレクト調査のための建物・居室等への訪問時間は、原則22時までとする。
- (2)受託業者は、児童の安全確認が22時までに完了しなかった場合は、翌日17時15分以降に再訪問し、通告受付時刻から原則48時間以内に完了させるよう努める。
- (3)訪問員が建物・居室等を訪問する際は、受託業者職員の身分証とともにセンターが支給する訪問員証(様式4)を必ず携行し、保護者等から求めがあれば、これを提示すること。
- (4)受託業者が児童の移送を行う場合は、必ずタクシーを使用すること。
- (5)対応経過報告書と事業報告書をセンターに電子メールで送付するときは、情報漏洩対策のため、添付ファイルに暗号化処理(パスワード設定)を施すこと。
- (6)受託業者は、業務に従事する訪問員等に対して必要な研修を実施すること。

#### 8 その他

- (1)契約締結日の属する年度の翌年度以降において予算が確保できなかつた場合には、契約を変更または解除する。
- (2)本業務の実施に携わる者は、訪問対象家庭のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。
- (3)受託業者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、紛失等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4)仕様書に定めのない事項については、センターと受託業者が協議調整のうえで決定する。

## 対応経過報告書

要請日時	令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分		
委託者(担当)	北九州市子ども総合センター( )		
受託者(担当)	( )		
要請内容	ア 安全確認 イ 夜間ネグレクト調査 ウ 児童移送	住所	( )区
児童(1)	氏名		男・女 満 歳 か月
	就学等不明・( )保育園・( )幼稚園・( )小・中・高校 年		
児童(2)	氏名		男・女 満 歳 か月
	就学等不明・( )保育園・( )幼稚園・( )小・中・高校 年		
児童(3)	氏名		男・女 満 歳 か月
	就学等不明・( )保育園・( )幼稚園・( )小・中・高校 年		
児童(4)	氏名		男・女 満 歳 か月
	就学等不明・( )保育園・( )幼稚園・( )小・中・高校 年		
保護者(1)	氏名	続柄( )連絡先	
保護者(2)	氏名	続柄( )連絡先	
世帯構成	母 父( )方祖父・祖母 兄( )姉( )弟( )妹( )		
訪問日時	1回目 令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
	2回目 令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分		
訪問者氏名	(1)		(2)
訪問結果	1回目 面談( 母・父・児童 ) 不在 在宅( )		
	2回目 面談( 母・父・児童 ) 不在 在宅( )		
面談状況			
報告内容			
児童の様子	外傷の有無	有・無	※有の場合:場所や程度( )
	健康・発育	良・不良 (具体的に: )	
	衣服・衛生	良・不良 (具体的に: )	
	表情・言動	良・不良 (具体的に: )	
保護者の状況	訪問への反応		
	親子関係	良・不良	親族・友人関係
	精神的状態	良・不良	生活環境・衛生
	職業・経済状態		近隣・地域
備考			報告者氏名

備 考							
訪問日時	令和	年	月	日( )	午前	・	午後
					時	分	

令和 年 月 日

北九州市長 殿

業務完了報告書

以下の業務が完了しましたので、ご報告を申し上げます。

名 称 : 子どもの安全確認等訪問対応業務

契 約 日 : 令和 年 月 日

契約期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

報告期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

対応件数 : 件

## 事業報告書（令和 年 月分） No.\_\_\_\_\_

訪問実施日	児童氏名	保護者氏名	住 所		訪問職員	
1 要請内容 及び 訪問結果			区		・ ・	
	ア 安全確認（済・未）		訪問日時	月 日 時 分		
	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照		
2 要請内容 及び 訪問結果	ウ 児童移送（済・未）			・ ・		
			区			
	ア 安全確認（済・未）		訪問日時		月 日 時 分	
3 要請内容 及び 訪問結果	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照	・ ・	
	ウ 児童移送（済・未）					
			区			
4 要請内容 及び 訪問結果	ア 安全確認（済・未）		訪問日時	月 日 時 分	・ ・	
	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照		
	ウ 児童移送（済・未）					
5 要請内容 及び 訪問結果			区		・ ・	
	ア 安全確認（済・未）		訪問日時	月 日 時 分		
	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照		
6 要請内容 及び 訪問結果	ウ 児童移送（済・未）			・ ・		
			区			
	ア 安全確認（済・未）		訪問日時		月 日 時 分	
7 要請内容 及び 訪問結果	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照	・ ・	
	ウ 児童移送（済・未）					
			区			
8 要請内容 及び 訪問結果	ア 安全確認（済・未）		訪問日時	月 日 時 分	・ ・	
	イ 夜間移動（有・無）		特記事項	※詳細は「対応経過報告書」参照		
	ウ 児童移送（済・未）					

受託件数(No.1～No. の合計件数) 計 件 (提出日)令和 年 月 日

## 訪問員証(案)

(表面)

訪問員証	
令和8年4月1日交付	
第 1 号	顔写真
所 属 ○○○○○○(法人名称)	
氏 名 北 九 太 郎	
上記の者は、児童虐待防止法第8条第2項の規定により安全確認を委託したものであることを証明する。	
北九州市児童相談所長	
公印	

(裏面)

児童虐待防止法第6条第1項 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを(中略)児童相談所に通告しなければならない。
児童虐待防止法第8条第2項 児童相談所が第6条第1項の規定による通告(中略)を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる(後略)。
北九州市子どもを虐待から守る条例第5条第4項 市民は、市が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めるものとする。
同第6条第2項 保護者は、市が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。